

京都市外国籍市民等意識・実態調査業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

京都市外国籍市民等意識・実態調査業務委託について、以下のとおり公募型プロポーザル方式により、受託候補者の選定を行うため、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の目的

本市では、令和3年3月に「京都市国際都市ビジョン」を策定し、目指す国際都市像の1つに「多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち」を掲げ、外国籍の方をはじめとしたあらゆる市民にとって暮らしやすく、住みよいまちとなるよう、これまでから多文化共生施策に取り組んでいる。一方で、外国籍市民の人数は、令和6年12月末には過去最高の約6万1千人を記録するなど急激に増加しているとともに、近年、東南アジア諸国の国籍者や、留学や就労目的の在留資格者が伸長するなど、外国籍市民を取り巻く状況は大きく変化している。

今後、世界から多様な人材や企業を引き付けるとともに、外国籍市民との共生を推進し、外国籍市民が安心して快適に暮らすために、外国籍市民の現状ニーズや課題、受け入れる地域（日本人）の意識等を把握するためのアンケート調査を実施する。

2 委託業務の内容

- (1) 名 称 京都市外国籍市民等意識・実態調査業務委託
- (2) 内 容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 契約上限額

10,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年以内に本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない者であること。

5 募集期間

令和7年3月4日（火）～3月21日（金）の平日午前9時から午後5時まで

※ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

6 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、企画提案書等を提出するものとする。（提出先は、後記「11 問合せ及び提出先」のとおり）

(1) 企画提案書等の提出

別紙2「京都市外国籍市民等意識・実態調査業務委託に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 応募申請書（様式1） 1部

(イ) 企画提案書（任意様式） 8部（正本1部、副本7部＜社名等を記入しないもの＞）

○ 様式は定めないが、仕様書を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する内容の企画提案書を提出すること。

○ 企画提案書には、以下の事項については、全てを記載すること。

- 業務の実施方針及び実施手法
- 業務実施体制（担当者の所属・役職・業務経歴・同種又は類似業務実績等）
- 年間スケジュール
- 過去5年間の同種又は類似業務の実績

(ウ) 応募資格を満たすことを証明する書類 各1部

○ 誓約書（様式2）

○ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

※いずれも発行から3か月以内、コピー可

(エ) 見積書及び経費内訳書（任意様式）8部（正本1部、副本7部＜社名等を記入しないもの＞）

イ 提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出するものとする。

(2) 注意事項

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる企画提案書等

企画提案書等が、次の事項に該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ その他

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。

7 質問及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「4 応募資格」を満たす者とする。

(2) 質問期限

令和7年3月14日（金）午後5時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

後記「11 問合せ及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし（様式は任意とする。）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。なお、電子メール送付後、必ず電話での受信確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年3月17日（月）午後5時までに、京都市のホームページに公開することによって行う。

8 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提出書類を基に、本市が設置する選定委員会において、プレゼンテーションの機会を設け、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、以下に示す審査基準に照らして提案内容を審査し、選定委員の合計得点で最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。

プレゼンテーション審査は、3月27日（木）を目途に実施予定としており、応募者に対して、日時及び場所その他留意事項等を別途連絡する。

なお、選定委員の合計得点が満点の6割を下回るときは、参加者が1事業者のみの場合であっても受託候補者として選定しない。

(2) 審査基準

別表「京都市外国籍市民等意識・実態調査業務委託 受託候補者選定審査基準」参照

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果については、令和7年3月31日（月）頃までを目途に、参加者全員に電子メールにより通知する。通知後、参加者及び評価点、その他受託候補者の選定理由が分かる情報を京都市情報館において公表する。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。その他記載のない項目については、受託候補者と別途協議のうえ契約を締結する。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書等の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、最終成果物について検査を行い、検査に合格した最終成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 準備行為

今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、事業を中止することもある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用等についての保証は一切行わない。なお、令和7年2月市会において、本予算を含む一般会計予算が否決された場合、その時点で事業を中止するものとする。

(9) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務委託の開始時まで、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了するものとする。

10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、本市担当者と連絡を密にし、調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

1 1 問合せ先及び提出先

京都市総合企画局国際交流・共生推進室 担当：大野、南

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3072 E-mail：kokusai@city.kyoto.lg.jp